

岩手県公安委員会告示第3号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第12条の3の規定に基づき、同条の診断を行う医師を次のとおり指定した。

平成31年2月1日

岩手県公安委員会

委員長 石川 哲

医師の氏名	勤務する病院の名称	勤務する病院の所在地	指定年月日	診断の対象者
矢島 英雄	一般財団法人岩手済生医 会三田記念病院	盛岡市加賀野三丁目14 番1号	平成31年2月1日	銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項 第4号及び第5号に掲げる者並びに銃 砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33 年政令第33号）第8条各号（第3号を 除く。）に掲げる病気にかかっている 者
土屋 輝夫	岩手県立南光病院	一関市狐禅寺字大平17 番地	〃	
小井田 潤一	岩手県立一戸病院	二戸郡一戸町一戸字砂 森60番地1	〃	
三浦 正之	医療法人財団正清会三陸 病院	宮古市板屋一丁目6番 36号	〃	
小笠原 邦昭	岩手医科大学附属病院	盛岡市内丸19番1号	〃	
千葉 健一	社会福祉法人恩賜財団済 生会北上済生会病院	北上市花園町一丁目6 番8号	〃	
前田 哲也	岩手医科大学附属病院	盛岡市内丸19番1号	〃	